

# クレームに記載された国語辞典に登録されていない造語「掛合」、「当接」の解釈が争点になった判決



会員 高瀬 彌平

## 要 約

特許請求の範囲および実用新案登録請求の範囲には、弁理士が考案した様々な造語がしばしば登場する。これらの造語は、国語辞典に登録されておらず、その意味が定義されていないので、その解釈が争点になる場合がある。

本稿では、侵害訴訟において「掛合」の解釈が争点になった判決および審決取消訴訟において「当接」の解釈が争点になった判決を検討する。

本稿が、国語辞典に登録されていない造語を駆使してクレームをドラフトすることの可否について考える契機となれば幸いである。

## 目次

1. 侵害訴訟において「掛合」の解釈が争点になった判決（知財高裁平成 24 年 3 月 14 日判決 平成 23 年（ネ）第 10035 号）
2. 審決取消訴訟において「当接」の解釈が争点になった判決（知財高裁平成 19 年 3 月 8 日判決 平成 18 年（行ケ）第 10277 号）
3. まとめ

- ④ 且つ掛合部で横棧部材の長手方向に摺動可能に構成し、
- ⑤ 靴載せ部の靴止め部側端部の両隅部に下方に延びる脚部 13 を形成したことを特徴とする、靴載置用棚板。

## （2）考案の詳細な説明および図面

### 【背景技術】

靴収納庫において、収納した靴の上部空間にも靴を収納することができるように、傾斜棚を上部空間部分に設け、この傾斜棚に靴を載せ置くことにより、靴を上下に収納するようにした靴の収納庫が提案されている。

ところで、傾斜棚の下方の水平の棚板に、ブーツ等の丈の長いものを 1 足でも載せた場合、傾斜棚を設けることができないので、一足でも丈の長い靴を収納すると、傾斜棚はその丈の長い靴に合わせて設けなくてはならず靴収納庫の空間部分の有効利用が十分に行えないという問題があった。

### 【考案が解決しようとする課題】

本考案は、ブーツのような丈の長い靴を収納した場合でも丈の短い靴の上部空間を有効に利用することができるとともに、上下に収納された所望する靴を簡単に取り出すことができる靴収納庫用棚板を提供することを目的とする。

## 1. 侵害訴訟において「掛合」の解釈が争点になった判決（知財高裁平成 24 年 3 月 14 日判決 平成 23 年（ネ）第 10035 号）

### 1. 1 事案の概要

被告の行為が原告所有の登録実用新案権を侵害するとして、原告が侵害行為の差止と損害賠償を請求した事案である。

### 1. 2 本件実用新案（登録第 3136656 号）

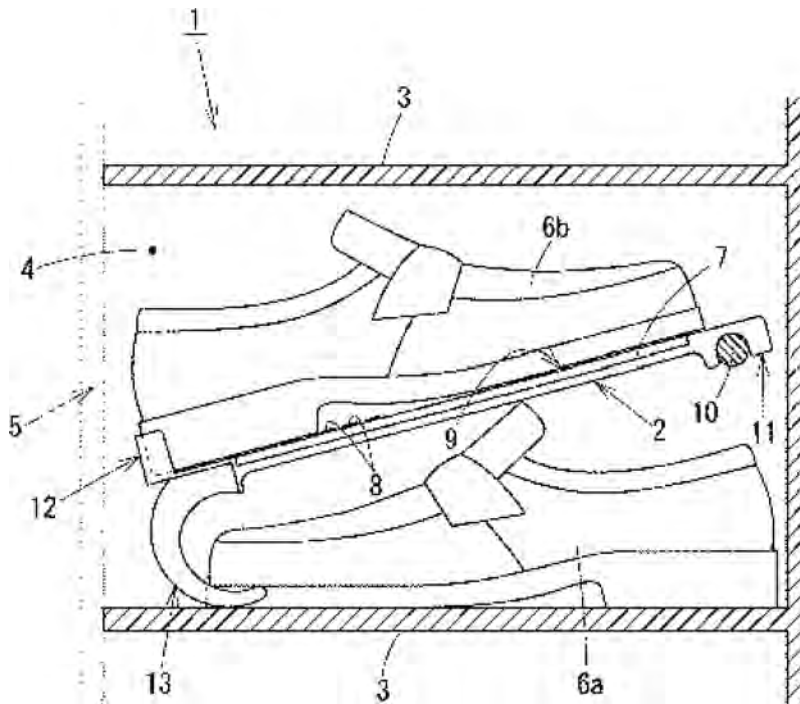
#### （1）実用新案登録請求の範囲（符号は筆者記入）

- ① 上面に靴載せ部 9 が形成された板状部材の一端に靴収納庫 1 に設けられた横棧部材 10 に着脱可能に掛合する掛合部 11 と、
- ② 他端に靴止め部 12 を形成し、
- ③ 靴載せ部の上面と靴載せ部の下方とに靴 6a、6b を収納した収納姿勢と、掛合部を回転中心として靴止め部側端部を跳ね上げ靴載せ部の下方に靴を出し入れする跳ね上げ姿勢とに回動可能で、

### 【考案の効果】

本考案の靴収納庫用棚板では、上面に靴載せ部9が形成された板状部材の一端に靴収納庫1に設けられた横棧部材10に着脱可能に掛合する掛合部11と、他端

に靴止め部12とを形成して構成してあるので、既存の靴収納庫にも必要に応じて所望する箇所に取り付けて使用することができる利点がある。



### 1. 3 被告製品

- ① 上面に靴載せ部が形成された板状の棚板の一端に円形の穴が形成されている。
- ② 伸縮パイプ大と伸縮パイプ小は、同軸に挿し込んで一体とすることができる構造となっており、靴収納具として使用する際は伸縮パイプ大と伸縮パイプ小を組み立てて一体として使用する。棚板は、伸縮パイプに取り付ける際には、組み立てて一体とする前の伸縮パイプに円形の穴を貫通させるが、伸縮パイプを組み立てて一体とした状態においては、取り付け取り外すことができない。
- ③ 棚板の他端には靴止め用の突出部が形成されている。
- ④ 棚板は、棚板の上面と棚板の下方とに靴を収納した収納姿勢と、円形穴を回転中心として靴止め部側端部を跳ね上げ棚板の下方に靴を出し入れする跳ね上げ姿勢とに回転可能である。
- ⑤ 伸縮パイプは、伸縮自在であり、棚板を伸縮パイプに取り付けた状態で伸縮パイプの長手方向に移動することができる。
- ⑥ 棚板の突出部側の端部の両隅部に下方に延びる脚部が形成されている。

### 1. 4 争点

- (1) 被告各商品が本件考案の構成要件を文言上充足するか (争点1)
- (2) 被告各商品が本件考案と均等なものとしてその技術的範囲に属するか (争点2)

### 1. 5 原審判決の要点 (大阪地裁平成 22 年 (ワ) 第 8024 号)

#### (1) 結論

原告の請求を棄却する。

#### (2) 理由 (争点 (1) についてのみ示す)

実用新案登録請求の範囲の記載によれば、構成要件①の「掛合部」は、「横棧部材に着脱可能に掛合する」ものであるとともに (構成要件①), 「掛合」の状態として、「収納姿勢」と「跳ね上げ姿勢」とに回転可能であり (構成要件③), かつ横棧部材の長手方向に摺動可能であること (構成要件④) が必要である。そして、構成要件①における「靴収納庫に設けられた横棧部材」との記載からすれば、「横棧部材」は、あらかじめ靴収納庫に設けられていることが前提となっている。

被告棚板の一端には、円形の穴が設けられており、被告棚板を靴収納庫の横棧部材に回転及び摺動可能に取り付けるためには、当該円形の穴に横棧部材を挿通

させる必要がある。そして、かかる接合態様は、横棧部材を靴収納庫から取り外さない限り、着脱することのできない接合態様であり、本件考案にいう接合態様とは異なる。したがって、被告棚板の円形の穴は、横棧部材に着脱可能に接合することができる掛合部には当たらない。

## 1. 6 本件判決の要点

### (1) 結論

本件控訴を棄却する。

### (2) 理由(争点(1)についてのみ示す)

ア 「掛合部」の意義について

(イ) 特許技術用語集において、「掛合」とは、「けいごう」と呼称し、「掛け合わせる」という意味を有するものとされている。

また、「掛」という漢字は、「ぶらさげる。ひっかける。かかる。ひっかかる。ぶらさがる。」との意味を有するものとされている。

そうすると、「掛合」とは、部材同士がぶら下がったり、引っ掛かったりして合わさった状態を意味するものということができる。

被控訴人各商品における棚板のように、円形の穴の形状を有することで、ぶら下がり合せる構成も、挿通により当該構成に至る点が異なるにすぎず、横棧部材に接している部分において「掛合」していることには変わりはない。

本件考案は、当該構成により、棚板を跳ね上げて靴を容易に取り出すことができるほか、棚板が必要に応じて着脱可能で、希望する位置に設置することが可能であるのみならず、横棧部材をガイドにして、棚板を横棧部材に取り付けたまま横にスライドさせたり、棚板を横棧部材に付け替えたりすることによって、ブーツのような丈の長いものを避けた場所に棚板を設けることが可能であるし、丈の異なる靴が混在して収納される場合でも、丈の短い靴の上方の空間を無駄なく利用することを可能とする点に、技術的特徴を有するものである。

イ 「着脱可能に掛合する」の意義について

(ア) 本件考案は、靴収納用の1枚の大きな傾斜棚を有する従来技術において、靴収納庫の空間部分を十分有効利用できなかったり、下方の靴の取り出しが不便となるが生じるという課題を解決するために、棚板を跳ね上げて靴を容易に取り出すことができるほか、棚板は必要に応じて着脱可能であって、希望する

位置に設置することが可能であるのみならず、横棧部材をガイドにして、棚板を横棧部材に取り付けたまま横にスライドさせたり、棚板を横棧部材に付け替えたりすることによって、ブーツのような丈の長いものを避けた場所に棚板を設けることができることを目的とするものである。

そうすると、本件考案における「着脱可能」との技術的意義は、棚板を必要な位置に設定できるようにする点にあるものと解されるところ、横棧部材を取り外さなければ着脱することができない形状の掛合部は、着脱が容易とはいえず、上記課題の解決手段としての相当性を欠くものである。

(イ) また、構成要件①は、靴収納庫に「設けられた」横棧部材に「着脱可能」に掛合すると定めていることからすると、文言上、横棧部材が設置された状態を前提として、棚板が「着脱可能」であることが前提となる。

(ウ) したがって、「着脱可能」とは、横棧部材を靴収納庫に設置したままの状態を着脱する形態を意味するものと解されるべきものであって、横棧部材を取り外した上で着脱する構成をも含むものと解することはできない。

被控訴人商品の構成要件①の充足性について

被控訴人各商品における棚板の一端には、いずれも円形の穴が設けられており、横棧部材を挿通させることによって、部材同士が引っ掛かって接合されるものではあるが、横棧部材は、棚板の円形の穴に挿通されていることから、横棧部材を取り外さない限り、棚板を着脱することは不可能であって、着脱可能に掛合するものということではできない。

## 1. 7 検討

「掛合」は、造語であって、国語辞典に登載されていないので、その解釈が問題となった。判決は、特許技術用語集に記載された「掛合」の意味と「掛」という漢字の意味に基づき、「掛合」とは部材同士がぶら下がったり、引っ掛かったりして合わさった状態を意味するものと解釈した上で、被告製品の棚板は横棧部材に「掛合」していると認めている。しかし、判決は、本件考案の課題を考慮して「着脱可能に掛合する」の技術的意義を明らかにした上で、被告製品の棚板は横棧部材に「着脱可能に掛合する」ものでないと判断した。

以上によれば、勝敗の分かれ目となったのは、「着脱



可能」の解釈であって、「掛合」の解釈ではない。したがって、国語辞典に登録されていない造語「掛合」を使ったことが実用新案権者にとって不利に働いた訳ではない。

本件判決において、「掛合」の解釈に特許技術用語集が利用されたことが注目される。なお、本件の実用新案登録請求の範囲に記載されている「回動」および「摺動」も国語辞典に登録されていない造語である。

## 2. 審決取消訴訟において「当接」の解釈が争点になった判決（知財高裁平成19年3月8日判決 平成18年（行ケ）第10277号）

### 2.1 事案の概要

被告の有する「記録媒体用ディスクの収納ケース」に係る本件特許について、原告が無効審判請求をしたところ、特許庁は、請求項1に係る発明についての特許を無効とし、請求項2に係る発明についての審判請求は成り立たないとの審決をしたため、原告が、請求項2に係る発明についての審決の取消しを求めた事案である。

### 2.2 本件特許（特許第3349138号）

#### （1）特許請求の範囲（下線は訂正箇所）

【請求項2】保持板(2)とカバー体(3)とが、それぞれ的一端側に設けられたヒンジ部(2a, 3a)を介して互いに揺動開閉自在に連結され、保持板(2)には、その板面の略中央部に、記録媒体用ディスク(100)の中央孔(101)に嵌まる保持部(5)が設けられ、これら保持板(2)とカバー体(3)とによって、記録媒体用ディスク(100)の両面を覆う収納状態とでき、

該収納状態は、前記ディスク(100)を前記保持部(5)に嵌合したとき該ディスク(100)上面と前記保持部(5)上面間の距離が、前記ディスク(100)の厚み以下とされており、前記保持板(2)の裏面から前記保持部(5)の上面までの距離は4mm程度とされており、かつ前記カバー体(3)の内面と前記保持部(5)の上面とは当接するか又は、前記ディスク(100)の厚み以下の間隙が形成されており、かつ前記保持板(2)の裏面からカバー体(3)の上面までの厚みは6mm以下に設定されており、

前記保持板(2)は、上下ヒンジ部(2a)を有するヒンジ結合側端縁部と、該ヒンジ結合側端縁部とは反対側の自由端縁部と、これら両端縁部を介して対向する上下端縁部とを有する矩形状に形成され、かつ前記ヒ

ンジ結合側端縁部には周壁(22)が形成されており、

前記カバー体(3)は、その一端部において前記保持板(2)の上下ヒンジ部(2a)の対向内側面にヒンジ結合されるヒンジ部(3a)を形成したヒンジ結合側端縁部と、該ヒンジ結合側端縁部とは反対側の自由端縁部と、これら両端縁部を介して対向する上下端縁部とを有する矩形状に形成されていて、前記ヒンジ結合により保持板(2)に対して閉じた前記収納状態から180°開いた状態に相対回動可能になっており、かつ、180°開いた状態において前記カバー体(3)におけるヒンジ結合側端縁部は前記保持板(2)のヒンジ結合側端縁部と当接可能になっており、

前記収納状態において、カバー体(3)におけるヒンジ結合側端縁部は、保持板(2)におけるヒンジ結合側端縁部よりも外方へ突出するようになっており、この突出部分に周壁(43)が設けられ、この周壁(43)は指掛け部(44)とされており、

保持板(2)の上下端縁部の中央部には、該保持板(2)の内側へ入り込む中央凹所(24)が形成され、カバー体(3)には前記中央凹所(24)に嵌合する周壁中央部(38a)が形成され、該中央部(38a)の周壁(38)の高さはケースの厚みとされており、

前記カバー体(3)には前記周壁中央部(38a)の両側に周壁(38)が形成され、該周壁(38)には内側に突出するラベル係止爪(46)が設けられ、かつ前記カバー体(3)には、前記係止爪(46)に連通する厚み方向に貫通した連通孔(47)が設けられており、前記保持板(2)には前記中央凹所(24)の両側に周壁(22)が形成され、該周壁(22)には、前記係止爪(46)を内側において迂回する段部(27)が形成されていることを特徴とする記録媒体用ディスクの収納ケース。

#### （2）発明の詳細な説明および図面

【0028】保持板2とカバー体3とには、前記カバー体3を180°開いた状態において、互いに当接して当該開き状態を維持する当接部45（図1参照）が設けられ、前記当接部45は、前記開き状態から更に開き方向の力を作用させたとき、前記保持板2とカバー体3の相対回動が可能となる形状に形成されている。具体的には、この当接部45は、カバー体3のヒンジ結合側端縁部と保持板2のヒンジ結合側端縁部の側面リブ21とで構成され、両端縁部が互いに当接可能とされている。

【0033】このとき、カバー体3の周壁38に設けられ



## 2. 3 審決の要点（無効 2004 - 80029 号）

審決は、本件発明 2 と甲 1 に記載された発明との相違点 5～7 のうち、相違点 5 及び 7 に係る構成は当業者が容易に想到し得るが、相違点 6 に係る構成は、請求人（原告）が提出した証拠をもってしても当業者が容易に想到し得たとはいえないとして、本件発明 2 についての審判請求は成り立たないと判断した。

（相違点 6）

本件請求項 2 に係る発明は、180° 開いた状態において前記カバー体 (3) におけるヒンジ結合側端縁部は前記保持板 (2) のヒンジ結合側端縁部と当接可能になっているのに対して、甲第 1 号証の発明には、そのような記載はない点。

（当接の解釈）

「カバー体」と「保持板」との「当接」について、本件明細書の記載（【0028】、【0033】）を見ると、「当接」がなされた後、更なる開き方向の力によりヒンジ等が破損又は外れることなく「相対回動を許容」するものとしてのみ記載している。

してみると、請求項 2 に記載される「・・・180° 開いた状態において前記カバー体 (3) におけるヒンジ結合側端縁部は前記保持板 (2) のヒンジ結合側端縁部と当接可能になっており、・・・」なる構成について、本件明細書の記載は、このような「相対回動を許容」することを前提に、その回動過程の 180° 開いた時点において、「カバー体 (3) におけるヒンジ結合側端縁部」と「前記保持板 (2) のヒンジ結合側端縁部」とは、当接をし更なる回動を完全に阻止するものではなく、その後の回動を可能とすることを前提にその位置において当接が可能になることを特定すると定めるものである。

## 2. 4 本判決の要点

### （1）結論

審決のうち、請求項 2 に係る部分を取り消す。

### （2）理由

特許の要件を審理する前提としてされる特許出願に係る発明の要旨の認定は、特許請求の範囲の記載の技術的意義が一義的に明確に理解することができないとか、あるいは一見してその記載が誤記であることが発明の詳細な説明の記載に照らして明らかであるなど、発明の詳細な説明の記載を参酌することが許される特段の事情のない限り、特許請求の範囲の記載に基づいてされるべきである（最二小判平 3 年 3 月 8 日・民集

45 卷 3 号 123 頁参照）。

請求項 2 の「当接」との用語は、被告も指摘しており、一般的に用いられる言葉ではなく、広辞苑や大辞林にも掲載されていないが、この言葉を構成する「当」と「接」の意味に照らすと、「当たり接すること」を意味すると解することができる。

審決は、「当接」の意義を、カバー体 3 と保持板 2 のヒンジ結合側端縁部が、さらなる相対回動を可能にする位置において当接する場合に限定し、さらなる回動が阻止されるような位置において当接する場合は、カバー体 3 と保持板 2 のヒンジ結合側端縁部が当たり接していても、「当接」とはいえないものと解釈したものであることができる。

しかしながら、請求項 2 には、カバー体 3 が保持板 2 に対して収納状態（つまり 0°）から 180° 開いた状態に相対回動可能になることと、180° 開いた状態においてカバー体 3 と保持板 2 のヒンジ結合側端縁部が当接可能になることは記載されているが、カバー体 3 と保持板 2 とが 180° 開いた状態で当接した後、さらにカバー体 3 と保持板 2 とが相対回動するための構成についての記載はない。したがって、請求項 2 の「当接」が、カバー体 3 と保持板 2 が 180° を超えて相対回動することを前提としているということとはできない。

また、特許請求の範囲において同一の用語が複数用いられている場合には、特に異なる技術的意義を含むと認められない以上、同一の意味を有すると解すべきところ、請求項 2 には「カバー体 (3) の内面と前記保持部 (5) の上面とは当接する」との記載がある。ここにいう「当接」は、単に「当たり接すること」を意味すると理解するほかなく、「その後の回動を可能とすることを前提にその位置において当接」することを意味するとは理解できない。

請求項 2 の「当接」という用語の技術的意義が一義的に明確に理解することができないとして、本件訂正明細書及び図面を参酌するとしても、同請求項の「当接」は「当たり接すること」を意味するにとどまるというべきであって、審決のように「当接」の意義を限定的に理解することは相当ではない。

以上によれば、審決がした「当接」の用語の意義の認定は誤りであるといわざるを得ず、この誤りが相違点 6 の判断に影響を及ぼすことは明らかである。



## 2. 5 検討

判決の結論には賛成するが、理由付けは疑問である。「当接」について、審決は、その後の回動を可能にする意味に限定解釈したが、それを判決は誤りとした。判決は、その根拠として、発明の要旨認定については特許請求の範囲の技術的意義が一義的に明確でない場合に限り発明の詳細な説明の参酌が許されるとしたりパーゼ事件最高裁判決を引用している。これからすると、判決は、「当接」の技術的意義が一義的に明確であるから発明の詳細な説明を参酌するのは誤りと判断したものと思われる。

しかし、それは疑問である。「当接」は、国語辞典に登録されていない造語であるから、その技術的意義が一義的に明確でないものとして、発明の詳細な説明を参酌すべきである。段落【0033】の記載「カバー体3と保持板2とは、当接部45により当接して180°の開き状態を維持する。この時、不慮の開き方向の外力が作用しても、当該当接部45はその当接状態を乗り越えて、カバー体3と保持板2との相対回動を許容する」によれば、カバー体3と保持板2との相対回動は、当接状態を乗り越えてから起こるのであるから、当接状態それ自体には、その後に起こる相対回動を含む意味は認められない。当接部45については、カバー体3と保持板2との相対回動を許容するように形成されていると段落【0028】に記載されている。しかし、特許請求の範囲に記載されているのは「当接」であって当接部ではない。審決の判断は、「当接部」の解釈としては正しいが、「当接」の解釈としては誤りである。

本判決は、「当接」を「当たり接すること」と言葉どおりに解釈しただけであるから、国語辞典に登録されていない「当接」という造語を使用したことが出願人に不利益をもたらしたとは言えない。なお、本件の特許請求の範囲に記載されている「回動」も、造語である。

## 3. まとめ

特許請求の範囲および実用新案登録請求の範囲には、弁理士が考案したところの国語辞典に登録されていない造語が頻繁に使われている。本稿で検討した事

案では、その解釈が争点となった「掛合」、「当接」以外に「摺動」、「回動」が使われている。

弁理士のクレームドラフトは、国語辞典に登録されていない造語を駆使して行われているのが現状である。弁理士が考案した造語を集めて一冊の本「特許技術用語集」が刊行されている程である。このような現状で良いのか考えてみる。

本稿で検討した2件の判決では、国語辞典に登録されていない造語を使用したことが実用新案権者および出願人に特に不利益をもたらしたとは言えない。また、国語辞典に登録されていない造語であっても、その意味は「特許技術用語集」に記載されている。特許法は、「特許請求の範囲には、出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項」を記載すべきであると定め（特許法36条5項）、出願人が発明を多様な表現方法により特定することを許している。従って、現状で構わないという考えもあり得る。

しかし、筆者は反対である。多様な表現方法は、「特許を受ける発明が明確であること」（特許法36条6項2号）を条件として許されているのである。弁理士が考案した造語は、その意味が国語辞典において定義されていないから、日本語として意味不明である。そのような意味不明の造語を使用することは、特許請求の範囲に記載された発明を不明確にするものであり、特許庁の審査に支障をきたし、特許後は紛争の原因となり、好ましくない。また、国語辞典に登録されていない造語は、外国語への翻訳が困難である。

弁理士は、代理人である。代理人の仕事は、裁判所や行政庁に対し、依頼人の立場を代弁することによって、依頼人に有利な判決や行政処分を引き出すことにある。この仕事をスムーズに進めるためには、裁判官や行政官が理解し易いように書類を作成すべきである。国語辞典に登録されておらず、裁判官や行政官が理解し難い造語を、最も重要な書類である特許請求の範囲に使用することは避けるべきである。

読者はどのようにお考えでしょうか。感想をお寄せください。

(原稿受領 2012. 5. 17)